

# ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017年10月 (仮訳)

2018年3月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ラゴス事務所

本仮訳は、2017年10月にナイジェリアで公開されたハンドブックを、ナイジェリア投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得てジェトロが仮訳したものです。

【免責事項】本ハンドブックで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロではできるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本ハンドブックで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしてもジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

## 目次

---

はじめに.....	1
略語一覧.....	2
<b>1: 投資政策および保護.....</b>	<b>3</b>
1.1: ナイジェリア投資促進委員会法.....	3
1.2: 二国間投資条約.....	4
<b>2: 一般的な税優遇制度.....</b>	<b>5</b>
2.1: 税優遇制度: 個人所得税法.....	5
2.2: 税優遇制度: キャピタルゲイン課税法.....	6
2.3: 税優遇制度: 法人所得税法.....	7
2.4: 税優遇制度: 付加価値税法.....	10
<b>3: セクター別優遇制度.....</b>	<b>11</b>
3.1: 農業／農業関連.....	11
3.2: 鉱物資源.....	12
3.3: 製造業.....	12
3.4: 観光／ホスピタリティ.....	12
3.5: 石油・ガス.....	13
<b>4: 関税優遇制度.....</b>	<b>15</b>
<b>5: 輸出優遇制度.....</b>	<b>16</b>
<b>6: 経済特別区.....</b>	<b>17</b>
6.1: 輸出加工区優遇制度.....	17
6.2: 石油・ガスフリーゾーン優遇制度.....	18
<b>7: 関連する政府機関.....</b>	<b>19</b>

## はじめに

---

このナイジェリア投資優遇制度ハンドブックは、ナイジェリア投資促進委員会（NIPC）と連邦歳入庁（FIRS）の協力によって作成されました。NIPC 法第4条 (i) は、NIPC に対し、ナイジェリアで「投資家が利用できる優遇措置に関する最新の情報を提供し、周知させること」を求めており、この規定に従って発行されるものです。

このハンドブックは、ナイジェリア税法上の財務的優遇制度および連邦政府が正式に承認し法律文書によって裏付けられた、セクター規模の財務特権をまとめたものです。この初版は 2016 年の財政政策に基づいており、五つのセクターが対象に含まれています。

NIPC は、ほかの政府機関と連携して、投資家の間でナイジェリアの投資機会に対する認識を高め、国内外の投資家にナイジェリアでの投資を働きかけ、新たな投資およびさらなる投資を促進しようと取り組んでいます。FIRS は、厳密な徴税の確保を義務付けられた機関として、このハンドブックに掲載されている優遇措置のほとんどを含め、告示されている免税措置や特権の管理および実施にあたっています。

このハンドブックは、連邦政府がナイジェリアでの投資を奨励する強い姿勢を明確に示すものとして、新たな優遇制度が正式に告示されるのを受けて定期的に改訂されることになっています。今後の改訂版は、より広く詳しいものにしていく予定です。初版の内容や体裁に関する改善案があれば自由にお寄せください。

このような文書は、産業貿易投資相オケチュク・エネラマー、財務相ケミ・アデオスン、産業貿易投資担当国務相 アイシャ・アブバカルの協力なしには作成できませんでした。

このハンドブックは、ナイジェリアの投資優遇措置およびそれぞれの担当機関に対する認識を高めることを目的としており、十分な情報を得た上での投資判断に役立つ手引きになるはずです。

Ms Yewande Sadiku  
Executive Secretary/CEO  
ナイジェリア投資促進委員会  
Plot 1181, Aguiyi Ironsi Street  
Maitama District  
Abuja

Mr Tunde Fowler  
Executive Chairman  
連邦歳入庁  
Revenue House, 20, Sokode Crescent  
Wuse Zone 5  
Abuja

## 略語一覧

---

<b>ACGS</b>	農業信用保証制度 (Agricultural Credit Guarantee Scheme)
<b>CAC</b>	法人法規委員会 (Corporate Affairs Commission)
<b>CGTA</b>	キャピタルゲイン課税法 (Capital Gains Tax Act CAP. C1 LFN 2004)
<b>CKD</b>	コンプリートノックダウン (Completely Knocked Down)
<b>CITA</b>	法人所得税法 (Companies Income Tax Act CAP. C21 LFN 2004、2007年改正)
<b>DTA</b>	二重課税防止協定 (Double Taxation Agreement)
<b>ECC</b>	輸出信用証明書 (Export Credit Certificates)
<b>EEGS</b>	輸出拡大助成金制度 (Export Expansion Grant Scheme)
<b>ETLS</b>	ECOWAS 自由貿易スキーム (ECOWAS Trade Liberalization Scheme)
<b>FBU</b>	完成品 (Fully Built Unit)
<b>FIRS</b>	連邦歳入庁 (Federal Inland Revenue Service)
<b>FZO</b>	フリーゾーン (税関およびその他の税金) 令 (Free Zone (Tariff and Other Charges) Order, 2015)
<b>IDITRA</b>	産業育成 (所得税免除) 法 (Industrial Development (Income Tax Relief) Act, CAP. I7 LFN 2004)
<b>IPPA</b>	投資促進・保護協定 (Investment Promotion & Protection Agreement)
<b>LFN</b>	ナイジェリア連邦法 (Laws of the Federation of Nigeria)
<b>MIGA</b>	多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Scheme)
<b>NEPZA</b>	ナイジェリア輸出加工区庁 (Nigerian Export Processing Zones Authority)
<b>NEPZA 法</b>	ナイジェリア輸出加工区庁法 (Nigerian Export Processing Zones Authority Act CAP. N107 LFN 2004)
<b>NIPC</b>	ナイジェリア投資促進委員会 (Nigerian Investment Promotion Commission)
<b>NIPC 法</b>	ナイジェリア投資促進委員会法 (Nigerian Investment Promotion Commission Act CAP. N117 LFN. 2004)
<b>OGFZA</b>	石油・ガスフリーゾーン庁 (Oil and Gas Free Zone Authority)
<b>OGFZA 法</b>	石油・ガス輸出フリーゾーン法 (Oil and Gas Export Free Zone Act CAP. O5 LFN. 2004)
<b>PITA</b>	個人所得税法 (Personal Income Tax Act CAP. P8 LFN 2004)
<b>PPTA</b>	石油利益税法 (Petroleum Profit Tax Act CAP. P13 LFN 2004)
<b>SKD</b>	セミノックダウン (Semi Knocked Down)
<b>TIN</b>	納税者識別番号 (Tax Identification Number)
<b>VAT</b>	付加価値税 (Value Added Tax)
<b>VAT 法</b>	付加価値税法 (Value Added Tax Act, CAP. V1 LFN 2004)

# 1: 投資政策および保護

## 1.1: ナイジェリア投資促進委員会法

### 完全所有

**NIPC 法第 17 条、18 条**は、外国およびナイジェリアの投資家に対して禁止されている「ネガティブリスト」に記載されている業務を行う企業を除くあらゆる企業で、あらゆる国の者による出資保有を自由化している。

「ネガティブリスト」は以下のとおり。

- (a) 武器、弾薬等の製造
- (b) 麻薬および向精神薬の製造および取引
- (c) 軍服、準軍服および装具の製造（警察、税関、出入国管理、刑務所職員の制服および装具を含む。）
- (d) 連邦評議会 (Federal Executive Council) が随時決定するその他の事項

### 特別優遇制度

**NIPC 法第 22 条**は NIPC に、関係政府機関と協議の上、戦略的投資または大規模投資に対する特別優遇制度を取り決める権限を与えている。

### 資本および収益の自由な移転

**NIPC 法第 24 条**は、同法が適用される企業の外国人投資家は、認定ディーラーを通じて、自由に交換可能な通貨により、以下の資金を無条件で移転できることが保証されると規定している。

- (a) 当該投資に属する配当金または利益（税引き後）
- (b) 外国の融資を受けた場合の融資処理に関する支払い
- (c) 企業の売却または清算の場合の収益（すべての税引き後）およびその他の債権、または投資で得た利益の送金

### 国有化および収用からの保護

**NIPC 法第 25 条**は、投資者に国有化および収用に対する保証を提供している。国益のためまたは公共の目的で買収が行われる場合は、投資者に以下を得る権利が与えられる。

- (a) 公正で十分な補償の支払い
- (b) 投資者の利益または投資者が受け取る権利がある補償の金額について、裁判所による決定を求める権利
- (c) 不当に遅延されない補償の支払いおよび、該当する場合は、交換可能通貨で本国に送金する許可

### 国際仲裁の利用

**NIPC 法第 26 条**は、外国人投資家に、紛争解決のために国際仲裁機構を利用する選択肢を与えている。採用する紛争解決方法をめぐって意見の不一致がある場合は、国際投資解決紛争センターの規則が適用される。

# 1:投資政策および保護

## 1.2: 二国間投資条約

### 二重課税防止協定

協定には、所得およびキャピタルゲインに関する二重課税を排除する規定が設けられている。**CGTA 第 41 条**では、PITA 第 38 条および CITA 第 45 条に基づいて出された命令に記載された取り決めは、同条によりナイジェリアでキャピタルゲインに課されるべき税金の免除を（いかなる条件であれ）規定している限り、CGT に関して効力があると規定している。

締約国: ベルギー、カナダ、中国、チェコ、フランス、イタリア（航空会社および運送業のみ）、パキスタン、フィリピン、ルーマニア、スロバキア、南アフリカ共和国、オランダ、英国

### 投資促進・保護協定

IPPA は、参加国の領土内における個人および企業による投資を相互に促進し保護しようというものである。IPPA は、外国人投資者の最低限の保護の基準を定めている。

締約国: 中国、フィンランド、フランス、ドイツ、イタリア、韓国、オランダ、ルーマニア、シンガポール、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、台湾、英国

### ECOWAS 自由貿易スキーム

ECOWAS 条約は、西アフリカ地域の経済および社会の発展を強化し促進するために、西アフリカ諸国 15 カ国によって締結された多国間協定である。条約に続いて、ECOWAS は地域内の貿易を促進するための実行方法として ETLIS を策定した。このスキームでは以下が定められている。

- (a) 加盟国間で生産され移動する物品の輸出入に課される関税を撤廃する。
- (b) 加盟国間の自由な物品およびサービスの移動を促進するため、加盟国間の非関税障壁を撤廃する。

締約国: ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、コートジボワール、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、シエラレオネ、トーゴ

### 英連邦税金免除

ナイジェリアは英連邦加盟国であり、独立政策の一環としてほかの連邦加盟国との関係を強化するため、**CITA 第 44 条**において、英連邦加盟国で得た利益でナイジェリアでも課税されるものについて、税金を免除することを定めている。ナイジェリア企業には英連邦税率が適用されるが、ナイジェリアの税率の半分を上限とする。

#### 担当機関:

- 連邦歳入庁

#### 適格条件:

- i. 当該英連邦加盟国およびアイルランド共和国の法律に相互保護の規定があることを条件とする。
- ii. 本条に基づくある査定年に関する税金免除の請求は、当該年の末日から 6 年以内に行われなければならない。

## 2: 一般的な税優遇制度

税優遇制度は、さまざまな法律で定められており、免除、税額控除、非課税、所得控除、減税・免税期間、払い戻し等、さまざまなかたちがある。以下に取り上げるものは、根拠となる法律に基づいて分類されている。

### 2.1: 税優遇制度: 個人所得税法

担当機関:

- 連邦歳入庁
- 州歳入庁

#### ナイジェリア国外で生じた所得に支払うべき税金に認められる税額控除

**PITA 法第 11 条:** 居住者がナイジェリア国外の支払い元から所得を得、その所得が、政府が認可した手段でナイジェリアに持ち込まれた場合、当該居住者は、支払うべき税金に対する税額控除を受けることができる。ただし、税額控除は、当該所得が国外で生じナイジェリアに持ち込まれた査定年の当該居住者の合計税額のナイジェリアで課税される所得総額に対する割合を超えないものとする。

#### 総合所得控除

**PITA 第 33 条(1)** では、20 万ナイラの総合所得控除 (Consolidated Relief Allowance) を認め、控除後の課税所得額に同法付則 6 (Sixth Schedule) の所得表に従って課税し、総所得の 1% の最低課税といずれか高い方が適用されるものとする。

#### 所得が 3 万ナイラ以下の場合には申告不要

**PITA 第 43 条:** ある査定年の唯一の所得源が 3 万ナイラ以下の雇用である場合は、所得の申告をしないものとする。

#### 非課税所得

**PITA 第 19 条 (1)** は、課税が免除される所得を、同法付則 3 (Third Schedule) に記載されるものとして指定している。

#### 銀行融資利息の非課税措置

**PITA 第 19 条(7)** は、以下に従事する者に銀行から受けた融資の利息を非課税としている。

- (a) 農業貿易または農業ビジネス
- (b) 現地工場設備および機械の組み立て

#### 配当金の非課税措置

**PITA 付則 3** には個人所得税が非課税となる所得が記載されており、PITA 付則 3 の 25 項は一部の配当金を非課税としている。

- (a) ナイジェリアで設立された会社から支払われた配当金。ただし以下を条件とする。
  - 配当金支払い会社の当該人の出資が 1987 年 1 月 1 日～1992 年 12 月 31 日までの間にナイジェリアに持ち込まれた外国通貨または資産で全額支払われている。かつ、
  - 配当金の支払いを受ける者が、当該会社の持分株式資本の 10 パーセント以上を保有している。
- (b) 1) 項の免税の適用上、配当金を非課税とする期間は、配当金支払い会社がナイジェリアで行う貿易またはビジネスを真の目的として、新たな資本がナイジェリアに持ち込まれた年の次の査定年から始まり、配当金支配会社がナイジェリア国内の農業生産、またはナイジェリア国内で生産されたナイジェリアの農産物の加工、または石油化学製品または液化天然ガスの生産に従事している場合は 5 年間継続し、それ以外の場合は 3 年間に限定される。

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 2: 一般的な税優遇制度

### 2.2: 税優遇制度: キャピタルゲイン課税法

担当機関:

- 連邦歳入庁

適用税率: 10%

#### 退職給付制度に関する非課税措置

**CGTA 第 28 条:** 所得が以下により生じた場合、その利得は課税利得ではない。

- (a) PITA 第 20 条に基づいて認可された老齢年金基金（退職または給付基金）の一環として
- (b) ナイジェリア全国で従業員のための法律または条令の規定に基づいて設けられた国民準備基金またはその他の退職制度の一環として
- (c) PITA 付則 3 の(w)に基づいて非課税となる基金の一環として
- (d) なんらかの老齢年金基金に対する権利、またはそこから支払われるべき金額に対する権利を処分した結果として

#### 有価証券、株式から生じた利得の非課税措置

**CGTA 第 30 条:** ナイジェリア政府発行の証券および株式の処分によって生じた利得は、課税利得ではない。

#### 買収、吸収、合併によって生じた利得に関する非課税措置

**CGTA 第 32 条:** 別会社による買収、吸収、合併の結果、被買収会社が有限責任会社として独立した存在でなくなった場合に、それによる株式の取得によって生じた利得。株式に関して現金の受け渡しが一切ないことを条件とする。

#### 再投資された収益に関する非課税措置

**CGTA 第 33 条:** 有価証券の処分に関して投資信託のユニット保有者に生じた利得は、処分代金が再投資されることを条件に、課税されないものとする。

#### 二重課税の免除

**CGTA 第 41 条:** PITA 第 38 条および CITA 第 45 条に基づいて出された命令に記載された取り決めは、本条によりナイジェリアでキャピタルゲインに課されるべき税金の免除を（いかなる条件であれ）規定している限り、CGT に関して効力がある。

## 2: 一般的な税優遇制度

### 2.3: 税優遇制度: 法人所得税法

適用税率: 30%

#### パイオニア・ステータス優遇制度

IDITRA に基づき、「パイオニア産業／製品」として承認された産業／製品に携わる会社には、以下が適用される。

- (a) 所得税が3年間免除され、この期間は1年ずつ2度にわたって延長するか、1度に2年間延長することができる。(IDITRA 第10条(2)(a)(b))
- (b) パイオニア期間中にパイオニア会社から支払われた配当金について、非課税所得から支払われている限り、税金の支払いを免除される。(IDITRA 第17条(3))
- (c) 免税期間中に被った損失についても、免税期間が満了した翌日に発生したとみなされ、免税期間後に繰り越して利益と相殺することができる。

#### 担当機関:

- ナイジェリア投資促進委員会
- 連邦産業貿易投資省産業監察局 (Industrial Inspectorate Department, Federal Ministry of Industry, Trade and Investment)
- 連邦歳入庁

#### 適格条件:

- i. 運営開始後 1年以内に申請しなければならない。
- ii. 申請者は、パイオニア産業または製品のリストにある活動に従事していなければならない。NIPC のウェブサイトの認定された産業および製品のリストを参照されたい。
- iii. 非流動有形資産が100万ナイラを超えていれば十分とみなされる。
- iv. 申請者は、その活動（プロジェクト）が、ナイジェリアの経済的多様性および経済成長、産業およびセクターの発展、雇用、スキル・技術移転、輸出発展および輸入代替に与える具体的な影響を示さなければならない。
- v. 申請者は要求されるすべての法規遵守文書の証拠を提供すること。
- vi. 申請者は、諸手数料の支払期に速やかに全額支払わなければならない。
- vii. パイオニア期間中は、監視および評価のため、実績報告書を毎年 NIPC に提出しなければならない。  
申請のガイドラインは NIPC のウェブサイトに掲載されている。

#### 債券および短期証券の利息、および政府・法人証券の処分代金

CIT (債権および短期政府証券の非課税措置) 令 2011 では、以下から得た利息を非課税としている。

- i. 国庫証券、約束手形などの連邦政府短期証券
- ii. 連邦、州、地方政府およびそれらの機関が発行した債券
- iii. 国際機関を含む法人が発行した債券

非課税期間は2011年から10年間とし、連邦政府発行の債券は例外として継続して非課税とする。

#### 担当機関:

- 連邦歳入庁

#### 融資利息の非課税措置

CITA 第11条(2) は、以下に従事する会社に銀行から受けた融資の利息を非課税としている。

- (a) 農業貿易または農業ビジネス
- (b) 現地工場設備および機械の組み立て
- (c) 家内工業への運転資本の提供

#### 担当機関:

- 連邦歳入庁

#### 適格条件

- i. 支払猶予期間は18カ月以上でなければならない。
- ii. 融資の利率は、融資が行われた時点の基準貸出金利を超えてはならない。

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017年10月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会(NIPC)と連邦歳入庁(FIRS)の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 2: 一般的な税優遇制度

### 利益の非課税措置

CITA 第 23 条(1)は、以下の会社の利益を非課税としている。

- (a) 法定のまたは登録された共済組合。当該組合によって行われた貿易またはビジネスから生じた利益でない限りとする。
- (b) 協同組合に関する条例または法律に基づいて登録された協同組合
- (c) 公共性をもつ教会の活動、慈善活動、教育活動に携わっている会社
- (d) スポーツ活動を振興する目的で組織された会社
- (e) 労働組合法(Trade Unions Act)に基づいて登録された労働組合
- (f) ユニット・トラストによって分配された配当金
- (g) ナイジェリアのいずれかの州で施行されている地方政府の法律または政令によってまたは基づいて設立された法人
- (h) 条例によって設立され、ナイジェリアから輸出する商品を、当該商品の売買（輸出目的またはそれ以外にかかわらず）によって確保する権限を与えられた購買事業者(purchasing authority)である法人
- (i) 州の経済発展を強化する目的で州によって設立された会社または法人
- (j) ナイジェリアの会社以外の会社の利益で、本項の規定がなければ、ナイジェリアに持ち込まれたまたはナイジェリアで受け取られたというだけで、課税されることになるもの
- (k) ナイジェリア以外の国の会社から得た配当金、利息、賃料、ロイヤルティーで、政府が認可した手段でナイジェリアに持ち込まれたもの
- (l) 非居住外国会社の預金口座の利息
- (m) ナイジェリア国内の外国通貨口座 (domiciliary account) の利息
- (n) 製造セクターの小規模会社から操業開始後 5 年以内に受け取った配当金
- (o) 完全輸出志向のビジネスへの投資から得た配当金
- (p) ナイジェリアから輸出される物品に関して、ナイジェリアの会社
- (q) 輸出用製品のみ、製造向けの供給を行っている会社
- (r) 輸出加工区または自由貿易区の中で設立された会社

担当機関:

- 連邦歳入庁

### 研究開発控除

CITA 第 26 条 は、ある会社のある期間について、どこから生じたものであれ課税対象の利益または損失を確定する上で、本条および CITA 第 25 条に基づく控除前の当該会社の当該年の確定した利益総額の 10%を超えない金額を控除すると規定している。

商業化のための研究開発に従事する会社およびその他の団体は、そのための対象経費に関して 20%の投資税額控除が受けられる。

担当機関:

- 連邦歳入庁

### 改築投資控除

CITA 第 32 条 は、会社に、同法付則 2 (Second Schedule) に基づく初期控除に加えて、工場設備にかかった実費について 10%の投資控除を認めている。

担当機関:

- 連邦歳入庁

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会(NIPC)と連邦歳入庁(FIRS)の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 2: 一般的な税優遇制度

### 地方投資控除 (Rural investment allowance)

CITA 第 34 条 は、会社が貿易またはビジネス目的で電気、水道、舗装道路などの設備を整える資本的支出をする場合、CITA 付則 2 に基づき下記の該当する率の追加控除が認められると規定している。

全く設備なし	100%	水道なし	30%
電気なし	50%	舗装道路なし	15%

**担当機関:**

- 連邦歳入庁

**適格条件:**

- i. 会社の所在地は、政府供給の設備から 20 キロメートルメートル以上離れていなければならない。
- ii. 第 32 条の改築投資控除の適用を既に受けている場合は、認められない。
- iii. 控除は、当該投資（設備）が完成した年の利益に対してのみ適用される。

### ガス利用: 投資控除

ガス利用（下流事業）の会社は、CITA 第 39 条(b)に基づく初期免税期間に代えて、35%の追加投資控除（資産の価値を減じない）が認められる。

**担当機関:**

- 連邦歳入庁

**適格条件:**

優遇制度を申請する会社は、同時に免税期間中の免税配当の適用を申請することはできない。

### ガス利用: 加速資本控除

CITA 第 39 条(c) は、ガス利用（下流事業）の会社に免税期間後に適用される加速資本控除 (accelerated capital allowance) について以下のとおり規定している。

- i. 設備投資について、10%を残して年間 90%の控除。
- ii. 15%の追加投資控除。資産の価値を減じないものとする。

**担当機関:**

- 連邦歳入庁

### ガス利用: 免税配当

CITA 第 39 条(d) は、ガス利用（下流事業）の会社に適用される免税期間中の免税配当について規定している。

**担当機関:**

- 連邦歳入庁

**適格条件:**

- i. ビジネスのための投資は、外国通貨によるものとする。
- ii. 期間中の輸入設備の使用は、会社の持分株式資本の 30%未満とする。

### ガス利用: 利息控除

CITA 第 39 条(e) は、当該融資について事前に石油資源相の認可を得ていることを条件として、ガスプロジェクトのために受けた融資に支払われる利息を控除できると定めている。

**担当機関:**

- 連邦歳入庁

### 投資減税

CITA 第 40 条 は、会社が、同社が営む貿易またはビジネスのために、電気、水道、舗装道路、電話に支出した場合、支出に対し以下の割合で「投資減税」 (investment tax relief) が認められると規定している。

全く設備なし	100%	水道なし	30%
電気なし	50%	舗装道路なし	15%

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月（仮訳）

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

<b>担当機関:</b> - 連邦歳入庁	<b>適格条件:</b> i. 会社の所在地は、政府供給の設備から 20 キロメートル以上離れていなければならない。 ii. 減税は、当該設備の各々について支出があった各年に適用される。 iii. 投資減税の申請ができるのは、3 年間までとする。 iv. 既にパイオニア・ステータスが与えられている会社は、減税を受けることはできない。
-------------------------	---

### 売上高 100 万ナイラ未満の会社の所得税 20%

**CITA 第 40 条(6)** は、農業、製造業、鉱物資源、輸出専門などの優先セクターの会社が支払う税金について、営業開始後 5 年間は、売上高が 100 万ナイラ未満であれば、20%の軽減税率を適用すると定めている。

**担当機関:**  
 - 連邦歳入庁

## 2.4: 税優遇制度: 付加価値税法

適用税率: 5%

### 付加価値税の課税免除

**VAT 法付則 1 (First Schedule) 第 2 項および第 3 項**には、VAT が課税されない物品およびサービスのリストが記載されている。

#### 第 1 部 物品

- (a) すべての医薬品
- (b) 基本的食品
- (c) 書籍および教材
- (d) ベビー用品
- (e) 肥料、現地生産された農薬および獣医薬、農業機械および農業用運搬設備
- (f) すべての輸出品
- (g) 輸出加工区で使用するために輸入された工場設備および機械
- (h) ガス下流石油事業で使用するために購入された工場設備、機械、機器
- (i) 農業用として購入されたトラクター、プラウおよび農業機器・器具

#### 第 2 部 サービス

- (a) 医療サービス
- (b) コミュニティ・バンク、人民銀行 (Peoples' Bank)、抵当銀行が提供するサービス
- (c) 教育機関が学習の一環として行う演劇およびパフォーマンス
- (d) すべての輸出されたサービス

**担当機関:**  
 - 連邦歳入庁

### 株取引手数料の非課税措置

**VAT 法付則 1 第 II 部**は、VAT (株式取引手数料の非課税措置) 令 2014 において変更されている。同令は、5 年間有効である。以下の手数料は、VAT が非課税となる。

- (a) 株式の取引額にかかる手数料
- (b) 証券取引委員会に支払う手数料
- (c) ナイジェリア証券取引所に支払う手数料
- (d) 株について Central Securities Clearing System に支払う手数料

**担当機関:**  
 - 連邦歳入庁

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 3: セクター別優遇制度

### 3.1: 農業／農業関連

管轄省: 連邦農業・農村開発省 (Federal Ministry of Agriculture and Rural Development)

#### 資本控除 (税務上の減価償却) 強化制度

- (a)CITA 付表 2 第 24 項表 1、表 2 により対象となる支出があった年には 95%の資本控除が認められる。
- (b)全面的に農業活動に従事する会社は、CITA 第 24 項 (7)により、無制限に資本控除が認められる。
- (c)全面的に農業活動に従事する会社は、未利用の資本控除を無期限に繰り越すことができる。

担当機関:

- 連邦歳入庁

#### 農業信用保証制度基金：最大 75%の融資保証

この基金は、農業セクターに対する銀行の与信レベルを上げることを目指して、特定の農業目的のために銀行によって提供された融資について、利息および元本の支払いを保証するものである。

担当機関:

- ナイジェリア農業貸付のための優遇制度による危険分担システム (Nigeria Incentive-Based Risk Sharing System for Agricultural Lending)
- 商業銀行

適格条件:

- 申請者は、以下に関連する目的で融資を申請しなければならない。
- i. ゴム、油やし、カカオ、コーヒー、紅茶およびこれらに類する作物を生産するためのプランテーションの設立および経営
  - ii. あらゆる種類の穀物・塊茎状作物・果物、綿花、豆、ラッカセイ、シアバター、ゴマ、野菜、パイナップル、バナナ、プランテンの栽培または生産
  - iii. 畜産

#### 法人所得税の最低課税の免除

CITA 第 33 条(3) は、農業貿易を営む会社の所得について、最低税額の支払いを免除するとしている。

担当機関:

- 連邦歳入庁

#### 損失の無期限繰り越し

CITA 第 31 条(3) は、農業貿易または農業ビジネスに従事する会社に対し、損失を無期限に繰り越すことを認めている。

担当機関:

- 連邦歳入庁

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 3: セクター別優遇制度

### 3.2: 鉱物資源

管轄省: 連邦鉱物・鉄鋼開発省 (Federal Ministry of Mines and Steel Development)

#### 法人所得税の課税免除

CITA 第 36 条では、鉱物資源の採掘に参入する新会社は、業務開始後 3 年間、課税が免除されると定めている。

担当機関:

- 連邦歳入庁

#### 95% の加速資本控除

CITA 付則 2 は、資産を使用した最初の年に、採掘に伴って行われた対象となる資本的支出に適用される 95% の加速資本控除について規定している。

担当機関:

- 連邦歳入庁

適格条件:

採掘に伴って対象の資本的支出をしたすべての会社

### 3.3: 製造業

管轄省: 連邦産業貿易投資省

#### キャッサバ加工利息払い戻しプログラム基金

ACGS のもとでキャッサバの生産および加工のために、銀行から借り入れをした会社が支払った利息の 60% の払い戻し。

担当機関:

- ナイジェリア農業向け融資リスク  
分担インセンティブ制度(NIRSAL)
- ナイジェリア中央銀行

適格条件:

- NIRSAL が認定した投資者事業計画
- ACGS のもとで提供された融資を返済する能力

### 3.4: 観光／ホスピタリティ

管轄省: 連邦情報文化省 (Federal Ministry of Information and Culture)

セクター規制機関: ナイジェリアン・ツーリズム・デベロップメント・コーポレーション

#### 交換可能通貨による所得の 25% の課税免除

CITA 第 37 条は、係る所得が観光によって生み出されたものでなければならず、かつ 5 年以内に新たなホテル、会議場、観光開発のための施設の建設および拡張に使用される準備金に入れられなければならないと定めている。

担当機関:

- 連邦歳入庁

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会(NIPC)と連邦歳入庁(FIRS)の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 3: セクター別優遇制度

### 3.5: 石油・ガス

管轄省: 連邦石油資源省

セクター規制機関: 石油資源局

#### 石油会社に適用される累進的ロイヤルティー

石油会社に適用される累進的ロイヤルティー

(a) オンショア生産- 20%

(b) 領海内および水深 100 メートルまでの大陸棚地域での生産 - 18.5%

(c) 100 メートルを超える大陸棚地域の領海内での生産 - 16.67%

(d) 深海での生産分与契約の場合、ロイヤルティーは以下のとおり。

水深 200 メートルまで	16.67%	水深 800 ~1,000 メートル	4%
水深 201 ~ 500 メートル	12%	水深 1,000 メートル超	0%
水深 501 ~ 800 メートル	8%		

石油法(Petroleum Act)、**深海・内陸沿岸部生産分与契約法 (Deep Offshore and Inland Basin Production Sharing Contracts Act CAP. D3 LFN 2004)** (改正を含む) の第 5 条は、深海油田の契約に関して支払われるロイヤルティーの率を規定している。

担当機関:

- 連邦歳入庁

#### 投資税額控除

**PPTA 第 22 条:** 投資税額控除は、生産分与契約の規定に従って与えられる。契約区域に適用される投資税額控除率は、生産分与契約の期間中の課税対象利益の 50% である。

担当機関

- 連邦歳入庁

適格条件

- 優遇制度は、1993 年に NNPC (ナイジェリア国営石油会社) との生産分与 契約 (深海石油探査・生産) に署名したすべての原油生産会社が利用できる。1999 年に開始された。
- 会社は、生産分与契約の期間を通してこの控除を受けることができる。
- 支払税額の算定に際し、投資税額控除は契約区域における石油事業にフルに適用され、課税額は査定税額から投資税額控除を差し引いた金額となる。  
課される税金は、プロフィット・オイルの分配割合 (パーセント) に従って NNPC と原油生産会社との間で分担される。

#### 所得控除

課される税額は、**PPTA 第 10 条** の規定に従って所得控除が行われた後に支払われる税金の金額である。所得控除は、税金の差し引きではなく、所得にかかった経費として扱われるもので、そのすべてが石油事業の過程において発生したものである。

担当機関

: 連邦歳入庁

適格条件:

所得控除には以下が含まれる。

- IOC (国際石油会社) が、石油概査ライセンスまたは石油探掘リースのもとで占有していた建物または土地に関して、地上権の侵害またはその他の同様の侵害のため、期間中に負担した地代・賃借料
- 生産に関係しない賃料で期間中に IOC に支払義務が生じたものすべて
- NNPC に売られ実際に引き渡されたか、またはほかのバイヤーまたは顧客に売られたか、またはその他の商業的方法で処理された天然ガスに関して、当該期間中に会社に支払義務が生じたすべてのロイヤルティー
- ナイジェリアで得た原油またはケーシングヘッド石油スピリットに関して当該期間中に

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

会社に支払義務が生じたすべてのロイヤルティー

- v. IOC の石油事業に使用された機械、設備、物品に関して課された関税、物品税、またはほかの同様の課徴金として、当該期間中に同会社からナイジェリア連邦政府に対する支払義務が生じたすべての金額
  - vi. 当該会社による借入金について、利息を石油事業に投下した資本で支払うことができると連邦歳入委員会 (Federal Board of Inland Revenue) が了承している場合に、その利息として発生した金額
-

## 4: 関税優遇制度

### 担当機関:

- 連邦財務省 (Federal Ministry of Finance)
- 連邦歳入庁
- ナイジェリア税関

### 農業: 農業、農業関連、農業加工

農業設備・機械 (HS コード第 84、85、90 類) の輸入関税 0%

農業用設備に分類される温室設備 (HS コード第 94 類 06 項) の輸入関税 0%

### 農業: 農産品

玄米 (HS コード 1006.20.00.00) の輸入関税 10%、賦課金 (Levy) 20%

### 運輸: 航空

商用航空機 (HS コード第 88 類) の輸入関税 0%、登録民間航会社に限る。

### 電力: 発電、配電、送電

電力セクターの設備および機械 (HS コード第 84、85、90 類) の輸入関税 0%

### 鉱物資源: 鉱業

鉱業セクターの設備および機械 (HS コード第 84、85、90 類) の輸入関税 0%

### 製造業: 製糖

現地製糖用の粗糖 (HS コード 1701.11.00.00 – 1701.12.00.00) の輸入にかかる輸入関税 5%、課徴金 5%

砂糖の開発に関する政府の後方統合政策に参加している砂糖精製業者に適用

### 製造業: 鉄鋼

ビレット (HS コード 7207.11.00.00、7207.19.00.00) の輸入にかかる輸入関税 0%

熱間圧延鋼板/コイル (HS 第 72 類 08 項) の輸入にかかる輸入関税 0%

### 製造業: 自動車設計・開発

組立工場 (AP) による譲歩的な FBU の輸入にかかる輸入関税 35%、課徴金 0%: FBU 自動車 (HS コード第 87 類 03 項) の輸入。2016~2018 年については CKD/SKD の輸入量と等しく、2019~2024 年については CKD/FBU キットの輸入量の半分とする。

組立工場 (AP) による譲歩的な FBU の輸入にかかる輸入関税 20%、課徴金 0%: FBU 商用車 (HS コード第 87 類 02 項, 第 87 類 04 項, 第 87 類 05 項, 第 87 類 06 項, 第 87 類 07 項, 第 87 類 16 項) の輸入。2016~2018 年については CKD/SKD の輸入量と等しく、2019~2024 年については CKD/FBU キットの輸入量の半分とする。

現地タイヤ製造工場にかける輸出関税 5%: タイヤの輸入。生産開始日から 2 年間の生産量の 2 倍。

### 関税優遇制度を利用するための一般要件

- 法人法規委員会への登録の証拠
- 納税者識別番号による税務コンプライアンス
- 関係する省の証明書 (該当する場合) – 農業、自動車、温室、電力

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 5: 輸出優遇制度

管轄省: 連邦産業貿易投資省

規制機関: ナイジェリア輸出促進評議会

### 輸出拡大助成金 (EEG) 制度

輸出 (優遇制度および雑則) 法 (Export (Incentives and Miscellaneous Provisions) Act, ナイジェリア連邦法 (LFN) No. 65 of 1992, Cap. E19) は、ナイジェリアの産品および製品の競争力を高め、同国の石油以外の輸出量および輸出額を拡大するために設けられた出荷後の優遇制度について定めている。

#### EEG 申請の有効性

- 対象となる輸出取引は、EEG 実施委員会 (EEG Implementation Committee) の認可を受け、輸出の日から起算して 300 日以内に収益を全額本国に送金しなければならない。

#### 優遇制度の率

- この制度では、申請の評価に際して「加重適格基準」(Weighted Eligibility Criteria) を採用している。

適格基準	最低	加重
現地付加価値	30%	20%
現地調達率	70%	20%
雇用 (ナイジェリア人)	500 人	10%
輸出の伸び	5%	35%
資本投資	10%	15%

#### 輸出信用証明書

算定された補助金は、ECC として知られている譲渡可能な税金クレジットが受取人に発行されるかたちで支払われる。この文書は、法人所得税、VAT、WHT 等、すべての連邦政府の税金の支払いに使用できる。

#### 担当機関:

- ナイジェリア輸出促進評議会

#### 適格条件:

輸出業者は以下の条件を満たしていなければならない。

- 法人法規委員会に登録している。
- ナイジェリア輸出促進評議会 (NEPC) に登録している。
- 輸出市場向けのナイジェリア原産品の製造者または商人である。
- 正式に輸出を行い、その収益がナイジェリア国内の domiciliary account(住居用アカウント)に送金され、ナイジェリア中央銀行の確認を受けた実績がある。
- 監査済み財務諸表を含む基本データ、稼働能力に関する情報、輸出拡大計画を NEPC に提出する。

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 6: 経済特別区

### 6.1: 輸出加工区優遇制度

管轄省: 連邦産業貿易投資省

規制機関: ナイジェリア輸出加工区庁

#### 輸出加工区優遇制度

NEPZA 法に基づき NEPZA の認可を受け、認可された区内で活動する企業については、

- (a) 外国人出資比率 100% が認められる。
- (b) 外国人投資家による資本、利益、配当金の自由な移転が可能。
- (c) 建設段階の地代は無料、それ以降の地代は支払う。
- (d) 外国企業および個人を含め、輸出加工区で活動するすべての事業者は、連邦、州、地方政府から免税期間がフルに与えられる。
- (e) 再輸出する商品の原料の輸入に対し関税およびその他の税金が非課税。
- (f) 輸入・輸出承認書がすべて不要。
- (g) 区内で活動する会社は、外国人従業員割当証明書 (expatriate quota) がすべて不要。

#### 100% の資本控除

CITA 第 35 条(1) は、輸出加工区で、認可された製造活動において対象となる建物および工場設備への支出をした会社は、どの査定年でも 100 パーセントの資本控除が認められると規定している。

担当機関:

- 連邦歳入庁

適格条件:

この法によって資本控除を受けた会社は、同法に基づく投資控除を受けることはできない。

#### 関税領域内における無制限の製品の販売

区内で活動する企業は、区内で生産、組み立て、梱包された製品の 100% までナイジェリアの関税領域内に輸出することができる。

担当機関:

- ナイジェリア税関

適格条件:

- i. 有効な許可があり、所定の税金等が期限までに支払われていなければならない。
- ii. 区内で組み立てまたは梱包された輸入禁止品については、35%の現地付加価値要件を満たさなければ、関税領域内に輸出することはできない。

#### 輸出加工区で許可される活動

- (a) 物品およびサービスの製造
- (b) 倉庫管理、貨物運送、通関手続き
- (c) 免税品の取り扱い（積み替え、仕分け、マーケティング、梱包など）
- (d) 銀行業務、証券取引およびその他の金融業務、保険および再保険
- (e) 特殊サービス・展示・宣伝用の物品の輸入
- (f) 国際商事仲裁業務
- (g) 統合区に関する活動

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月（仮訳）

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 6: 経済特別区

### 6.2: 石油・ガスフリーゾーン優遇制度

管轄省: 連邦産業貿易投資省

規制機関: 石油・ガスフリーゾーン庁

#### 石油・ガス輸出フリーゾーン優遇制度

OGFZA 法に基づき OGFZA の認可を受け、認可された区内で活動する企業については、

- (a) 外国人出資比率 100% が認められる。
- (b) 外国人投資家による資本、利益、配当金の自由な移転が可能。
- (c) 建設段階の地代は無料、それ以降の地代は支払う。
- (d) 外国企業および個人を含め、石油・ガス輸出フリーゾーンで活動するすべての事業者、連邦、州、地方政府から免税期間がフルに与えられる。
- (e) 再輸出する商品の原料の輸入に対し関税およびその他の税金が非課税。
- (f) 輸入・輸出承認書がすべて不要。
- (g) 区内で活動する会社は、外国人従業員割当証明書がすべて不要。

#### 100% の資本控除

CITA 第 35 条(1) は、輸出加工区で、認可された製造活動において対象となる建物および工場設備への支出をした会社は、どの査定年でも 100 パーセントの資本控除が認められると規定している。

担当機関:

- 連邦歳入庁

適格条件:

この法によって資本控除を受けた会社は、同法に基づく投資控除を受けることはできない。

#### 関税領域内への無制限の輸出

OGFZA 規則 (OGFZA Regulations) 第 1 部 3.7 は、区内で生産、組み立て、梱包された製品または商品は、関税領域内に無制限に輸出できると規定している。

担当機関:

- ナイジェリア税関

適格条件:

- i. 有効な許可があり、所定の税金等が期限までに支払われていないなければならない。
- ii. 区内で組み立てまたは梱包された輸入禁止品については、35%の現地付加価値要件を満たさなければ、関税領域内に輸出することはできない。

#### 75% の関税払い戻し

FZO 2015 は、OGFZA で加工された原料の関税を 75% 払い戻すと定めている。

担当機関:

- 石油・ガス輸出フリーゾーン庁
- ナイジェリア税関

適格条件:

OGFZA から必要なライセンスを取得していなければならない。

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017 年 10 月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会 (NIPC) と連邦歳入庁 (FIRS) の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。

## 7. 関連する政府機関

---

### Bank of Agriculture

Physical Address: Yakubu Gowon Way, Kaduna

Web Address: [www.boanig.com](http://www.boanig.com)

### Bank of Industry

Physical Address: Plot 259, Zone AO, Off Herbert Macaulay Way, Behind Unity Bank, Central Business District, Abuja

Web Address: [www.boi.ng](http://www.boi.ng)

### Central Bank of Nigeria

Physical Address: Head Office, Plot 33, Abubakar Tafawa Balewa Way, Central Business District, Cadastral Zone, Abuja

Postal Address: P.M.B. 0187, Garki, Abuja

Web Address: [www.cbn.gov.ng](http://www.cbn.gov.ng)

Email Address: [info@cenbank.org](mailto:info@cenbank.org)

### Federal Inland Revenue Service

Physical Address: Revenue House, 20, Sokode Crescent, Wuse Zone 5, Abuja

Web Address: [www.firs.gov.ng](http://www.firs.gov.ng)

Email Address: [enquiries@firs.gov.ng](mailto:enquiries@firs.gov.ng)

### Federal Ministry of Agriculture and Rural Development

Physical Address: 1, Capital Drive, Area 11, FCDA, Garki, Abuja

Web Address: [www.fmard.gov.ng](http://www.fmard.gov.ng)

Email Address: [adm@fmard.gov.ng](mailto:adm@fmard.gov.ng), [servicom@fmard.gov.ng](mailto:servicom@fmard.gov.ng)

### Federal Ministry of Finance

Physical Address: Ahmadu Bello Way, Central Business District, Abuja

Postal Address: PMB 14, Abuja

Web Address: [www.finance.gov.ng](http://www.finance.gov.ng)

### Federal Ministry of Health

Physical Address: New Federal Secretariat Complex, Phase III, Ahmadu Bello Way, Central Business District, Abuja

Web Address: [www.health.gov.ng](http://www.health.gov.ng)

Email Address: [info@health.gov.ng](mailto:info@health.gov.ng)

### Federal Ministry of Industry, Trade and Investment

Physical Address: Old Federal Secretariat, Area 1, Garki District, Abuja

Postal Address: P.M.B. 88 Garki, Abuja

Web Address: [www.fmiti.gov.ng](http://www.fmiti.gov.ng)

### Federal Ministry of Information & Culture

Physical Address: Radio House, Area 11, Garki, Abuja

Web Address: [www.fmic.gov.ng](http://www.fmic.gov.ng)

### Federal Ministry of Power, Works and Housing

Physical Address: Federal Ministry of Power, Works & Housing Headquarters, Mabushi, Abuja.

Web Address: [www.pwh.gov.ng](http://www.pwh.gov.ng)

Email Address: [info@pwh.gov.ng](mailto:info@pwh.gov.ng)

### Federal Ministry of Petroleum Resources

Physical Address: NNPC Towers, Block D, Central Business District, Abuja

Postal Address: P. M. B. 449, Abuja

Web Address: [www.petroleumresources.gov.ng](http://www.petroleumresources.gov.ng)

### National Automotive Design and Development Council

Physical Address: 13 David Ejoor Street, Gudu District, Abuja

Web Address: [www.naddc.gov.ng](http://www.naddc.gov.ng)

### National Sugar Development Council

Physical Address: Sugar House, 45 Oro-ago Crescent, Off Muhammadu Buhari Way, Abuja

Postal Address: P.M.B. 299 Garki, Abuja

Web Address: [www.nsd.gov.ng](http://www.nsd.gov.ng)

Email Address: [contact@nsdc.gov.ng](mailto:contact@nsdc.gov.ng)

### Nigeria Customs Service

Physical Address: Headquarters Abidjan Street, Wuse Zone 3, Abuja

Postal Address: P.M.B. 26, Wuse, Abuja

Web Address: [www.customs.gov.ng](http://www.customs.gov.ng)

Email Address: [info@customs.gov.ng](mailto:info@customs.gov.ng), [pro@customs.gov.ng](mailto:pro@customs.gov.ng)

### Nigeria Incentive-Based Risk Sharing System for Agricultural Lending

Physical Address: Plot 1581 Tigris Crescent, Maitama District, Abuja 900221

Web Address: [www.nirsal.com](http://www.nirsal.com)

### Nigerian Electricity Regulatory Commission

Physical Address: Adamawa Plaza, Plot 1099, First Avenue, Off Shehu Shagari Way, Central Business District, Abuja

Web Address: [www.nercng.org](http://www.nercng.org)

Email Address: [info@nerc.gov.ng](mailto:info@nerc.gov.ng)

### Nigeria Export Processing Zone Authority

Physical Address: 2 Zambezi Crescent, Cadastral Zone A6, off Aguiyi Ironsi Street, Maitama, Abuja

Web Address: [www.nepza.gov.ng](http://www.nepza.gov.ng)

Email Address: [enquiries@nepza.gov.ng](mailto:enquiries@nepza.gov.ng)

### Nigerian Export Promotion Council

Physical Address: Plot 424 Aguiyi Ironsi Street, Maitama, Abuja

Web Address: [www.nepc.gov.ng](http://www.nepc.gov.ng)

Email Address: [ceo@nepc.gov.ng](mailto:ceo@nepc.gov.ng), [enquiry@nepc.gov.ng](mailto:enquiry@nepc.gov.ng), [info@nepc.gov.ng](mailto:info@nepc.gov.ng)

### Nigerian Investment Promotion Commission

Physical Address: Plot 1181 Aguiyi Ironsi Street, Maitama District, Abuja

Postal Address: P.M.B. 381, Garki, Abuja

Web Address: [www.nipc.gov.ng](http://www.nipc.gov.ng)

Email Address: [infodesk@nipc.gov.ng](mailto:infodesk@nipc.gov.ng), [osicinfodesk@nipc.gov.ng](mailto:osicinfodesk@nipc.gov.ng)

### Nigerian Tourism Development Corporation

Physical Address: Old Federal Secretariat, Area 1, Garki, Abuja

Web Address: [www.tournigeria.gov.ng](http://www.tournigeria.gov.ng)

Email Address: [hello@tournigeria.gov.ng](mailto:hello@tournigeria.gov.ng)

### Oil & Gas Free Zone Authority

Physical Address: Marble House, Federal Ocean Terminal (FOT), Rivers State

Postal Address: PMB 5474, Onne Port Complex, Rivers

Web Address: [www.ogfza.gov.ng](http://www.ogfza.gov.ng)

Email Address: [contact@ogfza.gov.ng](mailto:contact@ogfza.gov.ng)

---

ナイジェリア投資優遇制度ハンドブック 2017年10月 (仮訳)

\*本ハンドブックは、ナイジェリアの投資促進委員会(NIPC)と連邦歳入庁(FIRS)の許可を得て仮訳し、ジェトロ・ウェブサイトに掲載しています。